

松戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）の例による。

(事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) サービス事業

ア 第一号訪問事業（法第115条の45第1項第1号イに規定する事業をいう。以下同じ。）

(ア) 訪問型サービス（旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）

(イ) 訪問型生活支援サービス（高齢者就業の推進等を勘案して市長が別に定める者により実施される訪問型サービスであって、省令第5条で定める日常生活上の世話（入浴、排泄、食事等の介護を除く。）を行うサービスをいう。以下同じ。）

(カ) 訪問型困りごとサービス（自立した日常生活を営む上での支障を解消する観点から、掃除等の家事及び移動支援を実施する訪問型サービスであって、訪問型生活支援サービス以外のサービスをいう。以下同じ。）

(キ) 訪問型短期集中予防サービス（理学療法士又は作業療法士の専門職による訪問型サービスをいう。以下同じ。）

イ 第一号通所事業（法第115条の45第1項第1号ロに規定する事業をいう。以下同じ。）

(ア) 通所型サービス（旧介護予防通所介護に相当する通所型サービスをいう。以下同じ。）

(イ) 通所型短期集中予防サービス（保健・医療の専門職により提供される通

所型サービスであって、3か月間から6か月間までの短期間で行われるもの
をいう。以下同じ。)

- a 運動器の機能向上プログラム
 - b 栄養改善プログラム
 - c 口腔機能向上プログラム
 - d 認知機能向上プログラム
 - e 機能強化型プログラム（訪問型短期集中予防サービスと一体的に実施）
- ウ その他の生活支援サービス（法第115条の45第1項第1号ハに規定する事業をいう。）
- エ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。以下同じ。）
- (ア) ケアマネジメントA（介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメントをいう。）
 - (イ) ケアマネジメントB（緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、サービス担当者会議等を省略したものという。）
 - (ウ) ケアマネジメントC（緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、基本的に、サービスの利用又は地域の予防活動その他の活動への参加の開始時にのみ行われるものという。以下同じ。）
- (2) 一般介護予防事業
- ア 介護予防把握事業
 - イ 介護予防普及啓発事業
 - ウ 地域介護予防活動支援事業
 - エ 地域リハビリテーション活動支援事業
 - オ 一般介護予防事業評価事業
- （総合事業の実施方法）

第5条 市長は、総合事業を、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）別記1第2の1の(1)ア(イ)の①の(a)から(d)まで（一般介護予防事業にあっては、同①の(a)、(b)又は(d)に限る。）のいずれかにより行うものとする。

2 市長は、総合事業のうち訪問型サービス、訪問型生活支援サービス、訪問型短期集中予防サービス、通所型サービス、及び通所型短期集中予防サービスについては、指定事業者により実施する。

3 市長は、総合事業のうち訪問型困りごとサービスについては、補助により実施する。

（指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額）

第6条 総合事業を指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額は、別表の区分及びサービスの種類ごとに、別表に定める単位数に別表に定める1単位の単価を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定によりサービス事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
(サービス事業支給費の支給)

第7条 サービス事業支給費(法第115条の45の3第1項の第一号事業支給費をいう。以下同じ。)の額は、次に掲げるサービスの種類に応じ、それぞれ次に定める額とする。

- (1) 訪問型サービス及び通所型サービス 前条の規定によりサービスの種類ごとに算定されたサービス事業に要する費用の額(その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。)の100分の90(サービスの利用者が、第一号被保険者であつて法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、100分の80又は100分の70)に相当する額
- (2) 訪問型生活支援サービス 別に市長が定める額
- (3) 訪問型短期集中予防サービス 別に市長が定める額
- (4) 通所型短期集中予防サービス 別に市長が定める額

(支給限度額)

第8条 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)に定める様式第1(以下「基本チェックリスト」という。)の質問項目の回答が様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者(以下「事業対象者」という。)のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とする。

ただし、送迎加算、推進加算及び改善加算については自己負担外とする。

2 前項の規定に関わらず、利用者の状態(退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると考えられるような場合等)により、市長が認めた場合は、事業対象者のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援2の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とすることができます。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第9条 市長は、通知別記1第2の1の(1)ア(コ)及び(サ)の例により、同ア(コ)の高額介護予防サービス費相当事業及び同ア(サ)の高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関する必要な事項は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(指定拒否)

第10条 指定事業者の指定については、事業所が第12条に規定する指定基準を満たした場合であっても、次に掲げる場合には当該事業所に係る指定事業者の指定をしないことができる。

- (1) 当該事業所に係る指定事業者の指定を行うことにより本市のサービス事業の供給量を超過する場合
- (2) その他の本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合

(3) 松戸市の被保険者の松戸市外事業所の利用において、特段の利用事由として認められない場合

(指定の有効期間)

第11条 指定事業者の指定の有効期間（法第115条の45の6第1項の厚生労働省令で定める期間をいう。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

- (1) (2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる指定事業者の指定以外の指定事業者の指定 6年間
- (2) 平成30年3月31日までに指定を行ったまなし指定事業所においての介護予防訪問介護相当サービス又は介護予防通所介護相当サービスに係る指定事業者の指定 介護給付における訪問介護又は通所介護若しくは地域密着型通所介護の指定有効満了までの期間
- (3) 令和3年3月31日までに行われた訪問型生活支援サービスに係る指定事業者の指定 指定事業者の指定を受けた日から令和6年3月31日までの期間
- (4) 令和2年3月31日までに行われた通所型短期集中予防サービスに係る指定事業者の指定 指定事業者の指定をうけた日から令和6年3月31日までの期間
- (5) 令和2年3月31日までに行われた訪問型短期集中予防サービスに係る指定事業者の指定 指定事業者の指定をうけた日から令和6年3月31日までの期間

(指定事業者の指定基準)

第12条 指定事業者は、指定事業者の指定に係る事業所ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める指定基準に従って、サービス事業を行わなければならぬ。

(1) 第一号訪問事業

- ア 訪問型サービス 別に市長が定める基準
- イ 訪問型生活支援サービス 別に市長が定める基準
- ウ 訪問型短期集中予防サービス 別に市長が定める基準

(2) 第一号通所事業 次に掲げるサービスの種類に応じ、それぞれ次に定める指定基準

- ア 通所型サービス 別に市長が定める基準
- イ 通所型短期集中予防サービス 別に市長が定める基準

(本市の区域の外の事業所に係る特例)

第13条 第6条、第7条及び前条の規定にかかわらず、指定事業者の指定に係る事業所が本市の区域の外にある場合あって市長が必要と認めるときは、当該事業所の所在する市町村（特別区を含む。）の要綱等で定めるところによる。

(事業の委託)

第14条 市長は、総合事業を法第115条の47第4項に規定する基準を満たす者（事業対象者に対して行う介護予防ケアマネジメントにあっては、同条第1項の厚

生労働省令で定める者)に委託することができる。

(補助)

第15条 市長は、別に定めるところにより、総合事業(介護予防ケアマネジメントを除く。)を行う者に対して補助することができる。

(総合事業の利用料)

第16条 市長は、総合事業を通知別記1第2の1の(1)ア(イ)の①の(a)又は(b)の方法により実施するときは、市長が別に定めるところにより、居宅要支援被保険者等に対して総合事業に要する費用の一部を負担させることができる。

(事業対象者の特定の有効期間)

第17条 事業対象者の特定の有効期間(以下「特定有効期間」という。)は、(1)に掲げる期間と(2)に掲げる期間を合算して得た期間とする。

- (1) 基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日から当該日が属する月の末日までの期間
 - (2) 3年間
- 2 事業対象者の特定が効力を生じた日が月の初日である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項(2)の期間を特定有効期間とする。
 - 3 事業対象者の特定を受けた被保険者が、特定有効期間の満了日の60日前から特定有効期間の満了日までの間に、基本チェックリストを実施し、事業対象者の基準に該当した場合は、当該事業対象者の特定は更新される。
 - 4 前項において更新された事業対象者の特定の有効期間は、特定有効期間の満了日の翌日から3年間とする。
 - 5 事業対象者が、基本チェックリストの実施によって事業対象者の基準に該当しなくなった場合は、当該基本チェックリストの実施日(以下「非該当基本チェックリスト実施日」という。)の属する月の翌月1日より、事業対象者の特定を無効とする。ただし、事業対象者の特定を受けた被保険者が、特定有効期間の満了日の60日前から特定有効期間の満了日までの間に、基本チェックリストを実施し、事業対象者の基準に該当しなくなった場合は、当該特定有効期間の満了日の翌日より、事業対象者の特定を無効とする。
 - 6 前項の規定にかかわらず、訪問型サービス又は通所型サービスを受けていた又は受けている事業対象者が、事業対象者でなくなった後も、地域における予防活動、就業、ボランティア、趣味活動等への参加等を通じて継続して介護予防に取り組んでいくために、ケアマネジメントCを受けようとする場合は、非該当基本チェックリスト実施日の属する月の月末日までの期間は事業対象者の特定を有効するとともに、非該当基本チェックリスト実施日の属する月の翌々月1日より事業対象者の特定を無効とすることができる。
 - 7 事業対象者が、要介護認定又は要支援認定を受けた場合は、要介護認定又は要支援認定が効力を生じた日より、事業対象者の特定を無効とする。
 - 8 事業対象者が、要介護認定又は要支援認定に係る申請をしたもの、要介護者及

び要支援者のいずれにも該当しないと認められたときは、その処分がされた日より、事業対象者の特定を無効とする。

(事業対象者的心身の状況等に係る情報の把握)

第18条 市長は、事業対象者に対する支援の効果的な実施を図るため、事業対象者の特定又は事業対象者の特定の更新に際して、当該事業対象者的心身の状況等に係る情報を把握するための所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、第11条第1項第3号については、平成30年3月1日から施行し、その他は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	サービスの種類	単位数	1単位の単価
第一号訪問事業	訪問型サービス	令和3年厚生労働省告示第72号に定める別表に定める単位数	10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号。)に定める松戸市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
	訪問型生活支援サービス	別に市長が定める単位数	別に市長が定める額とする。
	訪問型短期集中予防サービス	別に市長が定める単位数	別に市長が定める額とする。
第一号通所事業	通所型サービス	令和3年厚生労働省告示第72号に定める別表に定める単位数	10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号。)に定める松戸市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。
	通所型短期集中予防サービス	別に市長が定める単位数	別に市長が定める額とする。